

第3期名護市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

- 1 募集期間 令和7年2月4日（火）～令和7年2月18日（火）まで
- 2 閲覧場所 名護市ホームページ、名護市子育て支援課、名護市役所4支所（屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所）
- 3 ご意見と市の考え方

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>学童について、習い事（スポーツ、習字、文化系、工作等）を受けることができるよう、子どもの教育に資する内容にして欲しい。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>放課後児童健全育成事業（学童）とは「児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの」となっており、現在、市内の学童クラブでは、児童の健全な育成を図るため、集団生活の中で運動や遊びを通して自主性や社会性、創造性などが身につくような活動などを行っております。</p> <p>そのため、国において示す放課後児童健全育成事業とはこどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活を可能となることを支援する事業となっているため、ご意見のありました習い事に関しては本来の本事業として位置づけられておりません。</p> <p>しかしながら、近年では放課後の時間を有効に活用するために、習い事を通じてこどもたちの興味や関心を広げることにも社会的に求められているものと思料しております。</p> <p>これらのことから、放課後児童健全育成事業において習</p>

		<p>い事に相当する事業を実施することが国が求める児童の健全育成に繋がるのか、また、繋がるとした場合に市内で実施している放課後児童クラブの事業者が習い事に相当する事業を実施できる体制を整えることができるのかなどを議論、検討していく必要があると考えております。</p> <p>いただきましたご意見に関しては、今後の参考にさせていただきますと考えております。ありがとうございました。</p>
--	--	---